ATSUMARU 講座 「コミュニティビジネスコース」運営業務委託 仕様書

1 業務名

ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」運営業務

2 概 要

現在、少子高齢化等による地域コミュニティの希薄化が問題となっており、それを解決するために、多様な主体の参画・連携により、地域住民が主体的に取り組む地域活動を活発化し、互い に顔の見える関係を構築する機会や場を生み出す必要がある。

そこで、地域活動に取り組んだり、参加したりする、地域の担い手を発掘・育成する講座「ATSUMARU 講座」を実施する。当講座は「地域活動デビューコース」「コミュニティビジネスコース」の2つのコースで構成し、地域活動を知る、体験する、考える、をテーマに地域活動の第一歩を後押しする。

当委託業務は前述の2つのコースの内「コミュニティビジネスコース」の企画・運営及びそれ に伴う受講者の地域活動参加への支援を行うものである。

地域活動デビューコース	様々なテーマで活動する地域活動団体の活動に参加したり、活動	
	についての講演を聞いたりする体験型コース。地域活動に触れ、	
	知るための初心者向けコース。	
コミュニティビジネスコース	自身の経験やアイデアを具現化する方法を学びながら、これから	
	取り組む地域活動の目的や方向性を定めるワークショップ型で、	
	地域の課題解決をビジネスとして継続的に取り組む手法について	
	も学ぶことのできる発展コース。	

3 業務内容

- (1) ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」の企画・運営
 - ・受講者の経験やアイデアを整理し、自身が取り組む地域活動を考案するための講座を開催 する。
 - ・講座ではコミュニティビジネスの手法を取り入れ、受講者が考案した活動を継続的に取り 組むことができるよう指導する。
 - ・講座は須磨区内で実施することとし、会場として須磨区役所の会議室を使用できる。
 - ・講座は令和6年9月上旬に第1回を開催し、令和6年12月20日までの期間に計7回以上 実施する。
 - 講座の定員は概ね20名とする。
 - ・講座内容については、提案に基づき区と協議の上最終決定する(区と協議の結果、内容を変

更する可能性あり)。

・地域活動デビューコース運営業務受託事業者と協議を行い、連続性のある講座内容となる よう努める。

(2) ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」のPR

- ・須磨区が作成するチラシ等を活用し、受講生を確保するために講座のPRを行う。
- ・須磨区では記者発表、広報紙掲載、区役所でのチラシ配架を行い、それ以外の広報を受託 事業者が行う。
- Ex) SNS 広告(Facebook・Instagram)、オンラインメディア、新聞折込、ポスター掲示等

(3) 講座受講者と地域活動団体とのマッチング支援

- ・講座終了後、アンケート等により受講者の意向の確認を行う。
- ・講座終了後、受講者が地域活動へ参加、もしくは新たな地域活動を実施できるよう、受講者 の意向等を踏まえ、地域活動団体とのマッチング支援を行う。

(4)報告書の作成

- ・契約期間を通じてコミュニティビジネスコースの実施内容・結果の詳細がわかる「業務報告書」を作成する。
- ・報告書は A4 製本 1 部と CD データ 1 枚を令和 7 年 3 月 31 日までに須磨区地域協働課に提出する。

4 スケジュール

時期	内容	備考
令和6年5月下旬	契約締結	
令和6年6月~	内容検討	
令和6年5月~6月	地域活動デビューコース 受講生募集	約1か月半
令和6年7月~8月	地域活動デビューコース 開催	概ね合計7回の講座を実施
令和6年7月~8月	コミュニティビジネスコース 受講生募集	約1か月半
令和6年9月~12月	コミュニティビジネスコース 開催	合計7回以上の講座を実施

5 契約金額及び期間

(1)契約金額

委託料は800,000円(消費税含む)を上限とする。

(2)契約期間

契約締結日~令和7年3月31日まで

6 貸与資料

令和元年~3年度「輝け☆須磨オヤジ塾」実績報告書 令和4年度「名谷ワッショイ講座」実績報告書 令和元年~令和4年度「コミュニティビジネス大学」実績報告書

7 秘密の保持

業務上知り得た秘密は一切ほかに漏らしてはならない。

貸与資料については、受け渡し方法は直接の受け渡しとし、管理方法については安易に第3 者に見られることがないように厳正に管理を行う。

8 事故発生時の対応

事故発生時は、速やかに事後対応をとるとともに須磨区地域協働課に報告する。

9 その他

- ・企画運営において必要がある場合は、平日夜間、土・日曜日及び祝日の講座の実施も可。
- ・業務にあたっては区職員と緊密に連絡、相談、報告を行いながら実施し、進捗状況や担当課の 情報等を確認及び共有するため、月1回程度区職員と打ち合わせを行う。
- ・受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、区は、契 約金額以外の費用を負担しない。
- ・当該業務にかかる令和6年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この提案募集に基づ く契約を締結しないことがあります。
- ・なお、本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ、決定する。